

補助金調書

補助金名	自治協会補助金(鮮魚市場)				担当課 (連絡先)	農林水産局中央卸売市場鮮魚市場 (TEL 711-6412)	
交 付 先	☐ 団体	一般社団法人 福岡市中央卸売市場 鮮魚市場協会			区分	その他の補助金	
交付先決定方法	☐ 非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	当協会は、鮮魚市場内における秩序の維持確立と環境の整備を図り、市場業務の円滑な運営を推進するために、市場関係者で組織された団体であり、補助金の目的を達成し得る団体が当協会に限定されているため。						
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	54	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	市場業務の円滑な運営を推進するために、市場内の秩序維持及び環境整備に関する事業に対し補助を行う。						
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回		
終期を延長する理由	①市場の秩序維持及び啓発活動、その他環境整備に関する事業費の一部を補助するものであり、市場運営が継続している限り必要である。 ②市場運営に欠かせない市民の食生活の安定に資する事業を対象とした当該補助金は必要性・公益性を有している。 ③生鮮食料品の生産及び流通の円滑化を図り、適正な価格形成を行う機能が正常に働き市民等の生活の安定に寄与しているとともに、九州一円及び全国から集める生鮮食料品を流通させることで福岡県が食事のおいしい街として国内外から高い評価を得る一役を担っていることから、今後も補助による効果は十分に期待できる。 ④市場業務の円滑な運営を推進するために市場関係者自身が組織した自治協会のほかに無いことから公平性は保たれている。 ⑤市場行政に寄与する公益性の高い事業であることから地方自治法第232条の2の規定をもって同事業を補助している。 以上の理由により、終期を延長するもの。						
交付対象経費及び補助金の算定方法等	☐ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 市場内の秩序維持、環境整備に関する事業のうち、次に掲げる費用。・人件費 ・自治活動費 ・清掃・衛生費・補修費 ・会議費 ・事務費					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	1 件	1 件	1 件			
	36,809 千円	36,809 千円	36,809 千円	36,809 千円			
前年度補助事業の主な実施概要	市場内を清掃し、塵芥の回収及び分別を行うとともに塵芥の減量化を推進した。また、清潔な市場づくりと環境・衛生面に対するモラル・マナー向上の啓発活動や交通事故防止対策、自主防犯の意識向上に努めた。						
補助金交付による効果	当該補助事業によって、衛生的で清潔な市場づくりを推進し、市場内の環境・衛生面の維持・向上や市場内の秩序維持が図られており、市場の適正かつ健全な運営とともに、生鮮食料品の円滑な流通と市民の食生活の安定向上に貢献している。 また、市場関係者へのゴミ減量やリサイクルに対する啓蒙活動等によって、焼却ゴミの減少や市場内の整理整頓など環境美化が図られている。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。